

第 1 0 1 号議案

中野区立高齢者会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

施設の使用料の額を改定するとともに、施設の名称を改める必要がある。

## 中野区立高齢者会館条例の一部を改正する条例

中野区立高齢者会館条例（昭和53年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中野区立南部高齢者会館の項中「高齢者集会室」を「集会室1」に、「和室一」を「集会室2」に、「500円」を「400円」に、「700円」を「600円」に改め、同表中野区立しんやまの家の項中「高齢者集会室」を「集会室1」に、「洋室一」を「集会室2」に、「700円」を「600円」に、「800円」を「700円」に、「1,400円」を「1,200円」に改め、同表中野区立本一高齢者会館の項中「洋室一」を「集会室1」に、「洋室二」を「集会室2」に、「洋室三」を「集会室3」に、「和室」を「集会室4」に、「500円」を「400円」に、「700円」を「600円」に改め、同表中野区立宮園高齢者会館の項中「高齢者集会室」を「集会室1」に、「洋室A」を「集会室2」に、「洋室B」を「集会室3」に、「洋室C」を「集会室4」に、「洋室D」を「集会室5」に、「500円」を「400円」に、「700円」を「600円」に、「800円」を「700円」に改め、同表中野区立昭和高齢者会館の項中「高齢者集会室」を「集会室1」に、「和室一」を「集会室2」に、「和室二」を「集会室3」に、「500円」を「400円」に改め、同表中野区立東中野いこいの家の項中「和室一」を「集会室1」に、「洋室一」を「集会室2」に、「500円」を「400円」に、「700円」を「600円」に、「800円」を「700円」に、「1,400円」を「1,200円」に改め、同表中野区立上高田高齢者会館の項中「高齢者集会室」を「集会室1」に、「洋室一」を「集会室2」に、「洋室二」を「集会室3」に、「500円」を「400円」に、「700円」を「600円」に改め、同表中野区立上高田東高齢者会館の

項中「高齢者集会室」を「集会室1」に、「洋室一」を「集会室2」に、「洋室二」を「集会室3」に、「洋室三」を「集会室4」に、「500円」を「400円」に、「700円」を「600円」に改め、同表中野区立沼袋高齢者会館の項中「和室一」を「集会室1」に、「和室二」を「集会室2」に、「洋室一」を「集会室3」に、「洋室二」を「集会室4」に、「洋室三」を「集会室5」に、「500円」を「400円」に、「700円」を「600円」に改め、同表中野区立野方高齢者会館の項中「高齢者集会室」を「集会室1」に、「洋室一」を「集会室2」に、「洋室二」を「集会室3」に、「500円」を「400円」に、「700円」を「600円」に改め、同表中野区立東山高齢者会館の項中「高齢者集会室」を「集会室1」に、「和室一」を「集会室2」に、「洋室一」を「集会室3」に、「500円」を「400円」に、「700円」を「600円」に、「800円」を「700円」に改め、同表中野区立鷺六高齢者会館の項中「高齢者集会室」を「集会室1」に、「和室一」を「集会室2」に、「和室二」を「集会室3」に、「500円」を「400円」に、「700円」を「600円」に改め、同表中野区立白鷺高齢者会館の項中「高齢者集会室」を「集会室1」に、「洋室一」を「集会室2」に、「洋室二」を「集会室3」に、「500円」を「400円」に、「700円」を「600円」に、「800円」を「700円」に改め、同表中野区立若宮いこいの家の項中「高齢者集会室」を「集会室1」に、「洋室一」を「集会室2」に、「500円」を「400円」に、「700円」を「600円」に、「800円」を「700円」に改め、同表中野区立若宮高齢者会館の項中「高齢者集会室」を「集会室1」に、「洋室一」を「集会室2」に、「洋室二」を「集会室3」に、「500円」を「400円」に、「700円」を「600円」に改め、同表中野区立鷺宮高齢者会館の項中「洋室一」を「集会室1」に、「洋室二」を

「集会室 2」に、「洋室三」を「集会室 3」に、「500円」を「400円」に、「700円」を「600円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表第 2 に掲げる施設（中野区立しんやまの家の調理室及び中野区立上高田東高齢者会館の調理室を除く。以下同じ。）の施行日以後の使用に係る中野区立高齢者会館条例第 4 条の規定による使用の承認、同条例第 5 条の規定による使用の不承認、同条例第 6 条の規定による使用の制限等、同条例第 7 条の規定による使用料の納付及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正後の別表第 2 に掲げる施設について施行日以後に係る使用の承認を行う場合の使用料については、同表（中野区立しんやまの家の項の調理室及び中野区立上高田東高齢者会館の項の調理室に係る規定を除く。）の規定を適用した額とする。